

議案第 8 号

君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例の制定について

君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市適応指導教室を君津市教育支援センターに改めるとともに、所要の規定を整理するため、君津市適応指導教室設置条例（平成 1 5 年君津市条例第 2 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市適応指導教室設置条例の一部を改正する条例

君津市適応指導教室設置条例（平成15年君津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改める。

第1条中「適応指導教室」を「教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）」に改める。

第2条を削る。

第3条中「に対し、集団生活への適応指導を行い、その自主性及び主体性を育成するとともに、人間関係の改善を図り、もって原籍校に復帰させる」を「の学校復帰及び社会的自立を支援する」に、「君津市適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）」を「教育支援センター」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「適応指導教室」を「教育支援センター」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

_____を設置する。

(名称及び位置)

第3条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 きみつメイト

位置 君津市糠田103番地1

(事業)

第4条 教育支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) ～(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育支援センターの設置の目的を達成するため必要と認めること。

(職員)

第5条 教育支援センターに事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 省略

「適応指導教室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第4条 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 きみつメイト

位置 君津市糠田103番地1

(事業)

第5条 適応指導教室は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) ～(3) 省略

(4) 前3号に掲げるもののほか、適応指導教室の設置の目的を達成するため必要と認めること。

(職員)

第6条 適応指導教室に事務職員その他必要な職員を置く。

(委任)

第7条 省略